

岩手県告示第45号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成27年1月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所				変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地		
		変更前	変更後	変更前	変更後	
特定非営利活動法人宅老所えんどり	紫波郡紫波町二日町字山子36番地2	宅老所えんどり赤石指定通所介護事業所	宅老所えんどり指定通所介護事業所	紫波郡紫波町平沢字松田29番地10	紫波郡紫波町犬吠森字間木沢124番地	平成25年7月1日

2 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所				変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地		
		変更前	変更後	変更前	変更後	
特定非営利活動法人宅老所えんどり	紫波郡紫波町二日町字山子36番地2	宅老所えんどり赤石指定通所介護事業所	宅老所えんどり指定通所介護事業所	紫波郡紫波町平沢字松田29番地10	紫波郡紫波町犬吠森字間木沢124番地	平成25年7月1日